

# 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少など、一定の条件に該当する時に、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免を行います。

## 《国民健康保険税》

対象	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯 ・世帯の主たる生活維持者の事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること ・世帯の主たる生活維持者の前年の合計所得金額が1000万円以下であること ・減少が見込まれる世帯の主たる生活維持者の事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること													
減免額	①に該当するとき 全額 ②に該当するとき 下記の表1によって算出した減免対象国民健康保険税額に、表2に基づく減免の割合を乗じた額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2
前年の合計所得金額	減免の割合													
300万円以下	10分の10													
400万円以下	10分の8													
550万円以下	10分の6													
750万円以下	10分の4													
1000万円以下	10分の2													
減免の対象となる国民健康保険税	表1 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>           減免対象国民健康保険税額 =            （世帯全体の国民健康保険税額）            ×（主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額）            ÷（主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の前年の合計所得金額）         </td> </tr> </table> 表2		減免対象国民健康保険税額 = （世帯全体の国民健康保険税額） ×（主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額） ÷（主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の前年の合計所得金額）											
減免対象国民健康保険税額 = （世帯全体の国民健康保険税額） ×（主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額） ÷（主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の前年の合計所得金額）														
減免の対象となる国民健康保険税	納期限が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの													

## 《介護保険料》

対象	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者（65歳以上） ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第1号被保険者（65歳以上） ・事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること ・減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること							
減免額	①に該当するとき 全額 ②に該当するとき 下記の表1によって算出した減免対象介護保険料額に、表2に基づく減免の割合を乗じた額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>200万円超</td> <td>10分の8</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減免の割合	200万円以下	10分の10	200万円超	10分の8
前年の合計所得金額	減免の割合							
200万円以下	10分の10							
200万円超	10分の8							
減免の対象となる介護保険料	表1 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>           減免対象介護保険料額 =            （第1号被保険者の保険料額）            ×（主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額）            ÷（主たる生計維持者の前年の合計所得金額）         </td> </tr> </table> 表2		減免対象介護保険料額 = （第1号被保険者の保険料額） ×（主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額） ÷（主たる生計維持者の前年の合計所得金額）					
減免対象介護保険料額 = （第1号被保険者の保険料額） ×（主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額） ÷（主たる生計維持者の前年の合計所得金額）								
減免の対象となる介護保険料	納期限が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの							

《後期高齢者医療保険料》

<p>対象</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯                  ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯。                  ・事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること                  ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1000万円以下であること                  ・減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>												
<p>減免額</p>	<p>①に該当するとき 全額                  ②に該当するとき 下記の表1によって算出した減免対象後期高齢者医療保険料額に、表2に基づく減免の割合を乗じた額</p> <p>表1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <math display="block">\begin{aligned} &amp; \text{減免対象後期高齢者医療保険料額} = \\ &amp; \quad (\text{被保険者の保険料額}) \\ &amp; \times (\text{主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額}) \\ &amp; \div (\text{主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の前年の合計所得金額}) \end{aligned}</math> </div> <p>表2</p> <table border="1" data-bbox="392 837 1286 1111"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2
前年の合計所得金額	減免の割合												
300万円以下	10分の10												
400万円以下	10分の8												
550万円以下	10分の6												
750万円以下	10分の4												
1000万円以下	10分の2												
<p>減免の対象となる後期高齢者医療保険料</p>	<p>納期限が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの</p>												

申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】 税務出納課町民税係 ☎ 85-6132（直通）